



なごみ

第 209 号

2019年8月1日 発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

8月は京都府 人権強調月間です

京都府、京都市長会、
京都府町村会など 団
体で構成する「京都府人
権啓発推進会議」では、8
月を人権強調月間とし
て、各地でさまざまな啓
発活動が行われています
が、なぜ8月なのでしょう
か？

理由は、1995年(昭和
40年)8月に、「同和対策
審議会答申」が出された
ことによります。

和東町でも、8月の強
調月間は、和東町役場1
階ロビーで、人権パネル
展の開催、また、強調月
間に先がけて、7月の人
権相談日に、街頭啓発活
動など、さまざまな啓発
事業に取り組んでいま
す。

一人ひとりが人権尊重
の意識を高め、自分の人
権を大切にするととも
に、他人の人権も尊重
し、命の大切さ、人権の
大切さについて考えてい
ただくきっかけになり、

家庭や地域で人権につい
て話し合っていただけた
らと思います。

学びから行動へ

1871(明治4)年8月
に、「太政官布告」いわゆ
る解放令が出されまし
た。

これによって、法律・制度
上、差別は無くなり、身分
・職業は平民と同じにな
りましたが、華族・士族等
格付けされた身分意識が
残ったことや、明治政府
が差別をなくすための施
策をとらなかつた為、被
差別身分であった人々に
対して、差別はなくなり
ませんでした。

それから145年経った2
016(平成28)年12月

「部落差別の解消の推進
に関する法律」が施行さ
れました。

第1条に、「今、なお部落
差別が解消するには至つ
ていない」と明記され、理
屈ではない差別の根深さ
を感じるものとなりました。

同和問題の解決は私た
ち一人ひとりの問題で
す。学ぶことによって、差
別をなくすための理解
や、行動が高まるという
結果も出ています。正し
く知って、私たち一人ひ
とりの人権が守られる社
会になればと願います。



みんなで築こう 人権のまちづくり

身元調査はいけないこと?

自分の知らないところで「生まれ」が勝手に調査され、利用される。こんな人権侵害である身元調査が後を絶ちません。

「子どもの結婚相手がどんな人なのか」と心配することは親なら当然のこと、また優秀な人を採用したい」と思うのも企業にとってはあたりまえです。しかし、身元調査でその人の何がわかるのでしょうか？ その人自身の人柄や、性格、能力は身元調査では解りません。本人の資質とは関係ない同和地区に「生まれ」たという理由などで、将来の夢や希望を奪う行為は絶対に許されません。

人は誰も生まれる場所や、親を選んで生まれることはできません。どんな所に生まれても、幸せになりたい、幸せになってほしいと願う気持ちはみんな同じです。

結婚や就職で幸せになりたいと思う気持ちを踏みにじる身元調査は、絶対に許してはいけません。

事前登録型本人通知制度に登録を!

市区町村が、戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、予め登録されている方に対して交付した事実をお知らせする制度です。

多くの方が登録することで、不正取得を抑止する効果が期待できます。

和東町では、税住民課と人権ふれあいセンターで手続きしておりますので、

一人でも多くの方のご登録をお願いいたします。



◇登録の方法◇

申請書への記入と本人確認書類を提示してもらうことで、簡単に手続きしていただけます。

身元調査
による
人権侵害を
防ぐため



人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

8月の相談日

● 月日… 8月27日(火)

● 時間… 午後1時30分から

4時まで

● 場所… 人権ふれあい

センター

また、人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関する相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 78-34888
FAX 78-32112